

K-Report

2012年 8月 1日発行
第2巻 第8号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. WLB

労働時間に関する取組事例

3. 所長コラム

1. 改正情報

■ 障害者雇用率の引き上げ（平成25年4月より）

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この割合は、民間企業、公的機関ごとに法定雇用率として定められていますが、平成25年4月1日より以下の通り引き上げられることとなりました。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1. 8 %	2. 0 %
国、地方公共団体等	2. 1 %	2. 3 %
都道府県等の教育委員会	2. 0 %	2. 2 %



従業員50人以上56人未満の事業主の皆様は特にご注意下さい。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。また、対象となる事業主には以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークへ報告しなければなりません。
- ◆ 障害者雇用推進者を選任するよう努めなければなりません。

《障害者雇用推進者の業務》

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届出

など

今回の引き上げにより、より多くの障害者雇用が必要になる企業もあるかと思います。実際の雇用にあたっては、仕事に対するミスマッチが発生することも少なくないので、この機会に、採用に向けての取組みを早めに検討されてはいかがでしょうか？

(※1) 失業中の人も含みます。

2. WLB 労働時間に関する取組事例

■ お悩み別対策 ～ 短時間勤務から通常勤務になかなかに戻れない ～

出来るだけ長く働きたいと思いつつも、『短時間勤務でも手一杯なのに通常勤務になったら子供にしわ寄せが行ってしまうのでは・・・』といった不安や、『みんなが残業しているのに、自分だけ定時で帰るなんて・・・』と考え、短時間勤務からの復帰を諦めてしまう場合があります。そんな不安を解消し、働き続けられる環境づくりに取り組んだ実例をご紹介します。

■在宅勤務・サテライトオフィス制度の導入

育児・介護目的に限定して、在宅勤務を試行的に導入している。月4回、8回、完全在宅の3パターンを用意しており、月4回の利用者が多い。今後、全社員に拡充していく方向で検討している。営業員向けには、サテライトオフィスを活用し、移動による時間ロスを減らしている。
(電気通信業／1,000人以上)

●ここがP o i n t

在宅勤務は通勤時間がなくなるため、自然に家族と接する時間も増えるのが大きなメリット。ただし、労働時間に際限がなくなるなどのデメリットもありますので、残業を基本的に禁止するなど、業務時間が守られるように配慮しましょう。

■復帰者を対象としたセミナーとネットワーク形成の支援

セミナーの内容は短時間勤務者によるパネルディスカッション、労務知識の研修等。支店単位での短時間勤務者同士のランチミーティングも開催し、ネットワーク形成を促す。育児を終えたフルタイム勤務の社員も参加し、「短時間からフルタイム勤務へのスムーズな移行」といったテーマを設けて話し合っている。
(百貨店／1,000人以上)

3. 所長コラム

■ いじめ

『土佐日記』により、当時すでに後世の平仮名と同じ字体が用いられていたことを確認できる。貴族社会における平仮名は、私的な場あるいは女性によって用いられるものとされていた。その女性によって用いられた平仮名で書かれた言葉が、本来持っている意味より優しく受け取れるのは僕だけだろうか？ いじめ・・・、苛め・・・、虐め・・・。

新聞、雑誌、TVなどのメディアでは平仮名で「いじめ」と書かれているがなぜ漢字で書かないのか？読めないと思っているとか？

漢字にすると言葉の持っている意味そのものがはっきりする。苛めの苛は苛酷の苛、きつい、ごしごしと擦るような、ひりひりとするような。苛酷とはむごいこと、非常に厳しいこと。虐めの虐は、虐待・虐殺・暴虐の虐、しいたげること、むごく扱うこと。

平仮名で書くより、より鮮明に伝えていると思いませんか？

パワーハラスメント、カタ仮名だとイメージが今一つはっきりしませんが、その意味は、★暴行・傷害（身体的な攻撃）★脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）★隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）★業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害（過大な要求）★業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）★私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）です。



厳しく叱ることも部下を指導する上で時には必要ですが、その場合も言葉や場所を選んで適切に対応することが必要です。